

定めようとする命令等の題名

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準等の一部改正

行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準等の一部改正

根拠法令等

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）

行政手続法に基づく手続であるか否か

行政手続法に基づく手続（第39条第4項該当による結果の公示等）である

問合せ先（所管府省・部局名等）

原子力規制庁長官官房総務課法令審査室

電話番号：03-4114-2101（直通）

命令等の公布日

2022年3月31日

結果の公示日

2022年4月1日

行政手続法第39条第4項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合にはその旨及び理由

本件は、他の法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理であり、要求内容の変更を伴わない軽微な変更であることから、行政手続法第39条第4項第8号に基づく行政手続法施行令（平成6年政令第265号）第4条第2項第1号及び第2号に定める事項に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。